

いじめ防止対策基本方針

船橋市立行田中学校

いじめ防止対策推進法

(要旨抜粋)

平成25年6月28日に平成25年法律第71号として、いじめ防止対策推進法が公布されました。この法律は、公布日から3ヶ月を経過した日から施行することとされていたため、同年9月28日からの施行となっています。その目的は、

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策の基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、防止対策の基本方針策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。とされています。

基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

学校におけるいじめの防止

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならない。

いじめの早期発見のための措置

いじめを早期発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。

いじめに対する措置

児童生徒からいじめに係わる相談を受けた場合、事実を確認し、適切な措置をとる。

学校及び学校の教職員の責務

基本理念にのっとり、児童生徒、保護者、地域住民、諸機関と連携し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに対しては適切かつ迅速な対処を責務とする。

保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、いじめを行うことのないよう、当該児童生徒に規範意識を養うための指導及びその他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

所轄警察署への通報・連携

いじめが児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

「船橋市立行田中学校いじめ防止対策基本方針」

行田中学校いじめ防止対策基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 26 年千葉県条例第 31 号）、千葉県いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月 20 日千葉県教育委員会）、平成 29 年 3 月国の基本方針改定及び、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、船橋市いじめ防止基本方針（令和 3 年 4 月船橋市、船橋市教育委員会）に基づき、船橋市立行田中学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な、方針を定めるものである。

1. いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

○いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめと定義する。

○基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、更に、その生命や身体にまで重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、全生徒の尊厳を守り、安心して学校生活を送る事ができるように、個々の生徒の内面を耕し、いじめに対する深い理解と、正しい認識を身に付けさせるとともに、いじめ防止のための対策を、**学校全体**で総合的かつ効果的に取り組んでいくものとする。

○いじめの禁止

行田中生徒は、いじめを行ってはいけない。いじめを放置してはならない。

○教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組める学校を目指し、全教職員が意志を共有し、いじめ防止と早期発見に努めるとともに、事案が発生した場合は、適切かつ迅速に対応することを旨とする。また、その際、保護者や関係機関との連携を図り、再発防止にも配慮する。

2. いじめ防止のための基本事項

(1) 基本施策

①いじめの防止についての措置

- 豊かな情操と道徳心を培い、人の痛みを感じる事ができる生徒に育てるため、道徳教育の充実を図るとともに、旅行的行事や職場体験、その他の学校行事の取り組みを充実させ、柔軟な対人交流能力を育成する。

※道徳教育の充実

- 年間計画に沿って、月毎の目標、ねらい、展開例を提示し、道徳の実践を推進する。
- 生徒の実態や行事等を考慮しながら資料を検討し、充実を図る。
- 行事や各領域の活動の中で、道徳的実践を図る。
- 道徳指導に関連させて、人権教育（いじめ防止含む）を行う。

※体験学習の充実

- 旅行行事は各学年、体験型の旅行を企画し、周囲を認め、尊重しながら取り組む姿勢を育てる。
- 準備の取り組みで個々の生徒を育てるとともに、集団としての意志を育てる。
- 職場体験では、班内の協力とともに、受け入れ先の配慮に対する感謝の気持ちを育てる。
- 集団の一員として、役割と責任を自覚し、社会に貢献できる資質を培う。

- 生徒会本部や生活委員会中心のいじめ防止に資する生徒活動を教職員の支援活動の中で継続する。

- 生徒会本部によるいじめ防止委員会の開催と、呼びかけや掲示物の作成。
- 学級、各委員会の代表者による中央委員会によるいじめ防止運動の実施。

- いじめに対する規範意識の育成を目指し、学級指導を含め各集会等、啓発に資する掲示物を校舎内に示す。
- いじめの加害、被害だけでなく、周囲の生徒集団がとるべき行動様式やいじめについて正しく認識させる。
- 生徒間のいじめに対する注意や教職員への情報提供等、正当な行動を厳密に保護する。

②いじめの早期発見のための措置

- 教職員の「生徒につく指導」の推進と、保護者との頻繁な情報交換体制の確立。
 - 朝の登校時と昼休みの時間帯を中心に、全職員の分担による生徒につく指導体制を展開する。
 - PTA 役員や、家庭との連絡を中心とした、頻繁な情報交換の実施。（保護者へ継続した協力のお願いと連絡）

- ・ 2ヶ月に1回（年6回）のいじめアンケート調査・教育相談アンケート調査の実施。
（対応は被害者の意思尊重と安全への配慮に留意する）
- ・ 全生徒対象の教育相談期間の設定と、チャンス相談の推進。
- ・ 相談窓口（担任、学年主任、カウンセラー、生徒指導の紹介と掲示物の作成、廊下等への掲示）
- ・ スクールカウンセラーの相談活動を生徒、保護者に広く周知し、相談の窓口を広げる。
（学校便り、学年便り、カウンセラー便り、校舎内掲示物等の活用）
- ・ 教科担任も含めた教職員同士の情報交換体制の確立。

③いじめの防止のための人材の確保と資質の向上

- ・ いじめに関する教職員の研修を年間計画に位置付け、いじめの防止等に関する教職員の資質の向上に努める。
- ・ 職員会議や学年会等で生徒の情報交換を充実させ、早期発見と対応に努める。また、随時、啓発活動を実施する。

④インターネットにおけるいじめに対する対策

- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止、又は効率的な対処を図るため、生徒への啓発活動を継続する。
- ・ SNS使用の危険性を明確に示す。（生徒対象の集会等、教職員対象の研修を実施する。）
- ・ 携帯電話やスマートフォン、パソコンの使用約束を明確にし、家庭に周知することで管理体制の一助とする。
- ・ PC担当を中心としたホームページ等の監視活動（ネットパトロール）を継続する。
- ・ 各種保護者会を通して、保護者の責任の周知と、連携体制の確立を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止対策の組織

- ・ いじめ防止を実効的に行うため、本会を「いじめ・トラブル防止対策委員会」と称し、活動する。

〔委員〕 校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、各学年生活担当、SC、研究主任、PC担当

〔活動内容〕

- ・ 2ヶ月に1回の全体会と週1回の生活部会（代表者会議）を定例化し情報交換会を行い、状況を把握するとともに、月間の重点目標の確認、主な活動内容の確認を行う。また、啓発内容を含むいじめ防止等に関する具体的な内容を検討する。
- ・ アンケート調査の分析、対応等の道筋の確認をする。
- ・ 週1回の生活部会を「いじめ・トラブル防止対策委員会代表者会議」と位置付け、いじめについての状況把握、対応の道筋を迅速かつ柔軟に対応できるように確認していく。
（参加者は、校長、教頭、生徒指導、各学年生活係、養護教諭）

②いじめの防止、発生時の対応と再発防止

いじめ発生とその対応

（絶対に放置しない）
（迅速な対応）
（組織での対応）

- 被害生徒への事実の聞き取り ①
- 周囲生徒への事実の確認 ②
- 加害生徒への事実と動機の確認 ③

※三者が納得する事実が確認されなければならない。（1つの事実）

- 加害生徒の反省を促す指導

- 被害・加害生徒の保護者への連絡。会って事実の説明。
- 謝罪の道筋の確認と手配。（必要に応じて謝罪の会）

- 警察への通報有無の判断。（いじめ・トラブル対策委員会〈校長〉）
- 解決後の被害・加害両生徒の観察の継続。

いじめの再発防止

（内面に迫り育てる対応）
（繰り返さない指導）
（保護者との連携・理解）
（組織での対応）
（継続した対応）
（関係機関との連携）

- 保護者・本人の理解のもと、被害生徒への必要に応じた対応。
 - ・ 不安はないか。継続した教職員の関わり。（必要に応じて別室）
 - ・ 保護者との連携（学校の様子を定期的に連絡。要望も聞く）
 - ・ 集団の育成（周囲の生徒への働きかけ）
 - ・ SCや諸機関との連携。

- 保護者・本人の理解のもと、加害生徒への継続した指導。
 - ・ その後の生活の様子を把握。保護者への連絡と連携。（繰り返す見通しがある場合、別室対応も視野に入れる）
 - ・ 社会生活に必要な、対人関係の作り方の継続した指導。

- ・ 関係機関との連携。継続指導。

- 集団への指導

- ・ いじめについての規範意識の醸成。とるべき行動選択の認識。

◎いじめの取り組みについての方向性（確認事項）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎全体生徒へのいじめ防止の意識の育成 ○被害生徒への配慮 ○加害生徒への反省と繰り返さない指導 ○周囲で面白がってはやし立てる生徒への指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○知っているのに何もしない生徒への指導 ○協力生徒の確実な保護 ◎再発防止への継続した全体指導 |
|--|---|

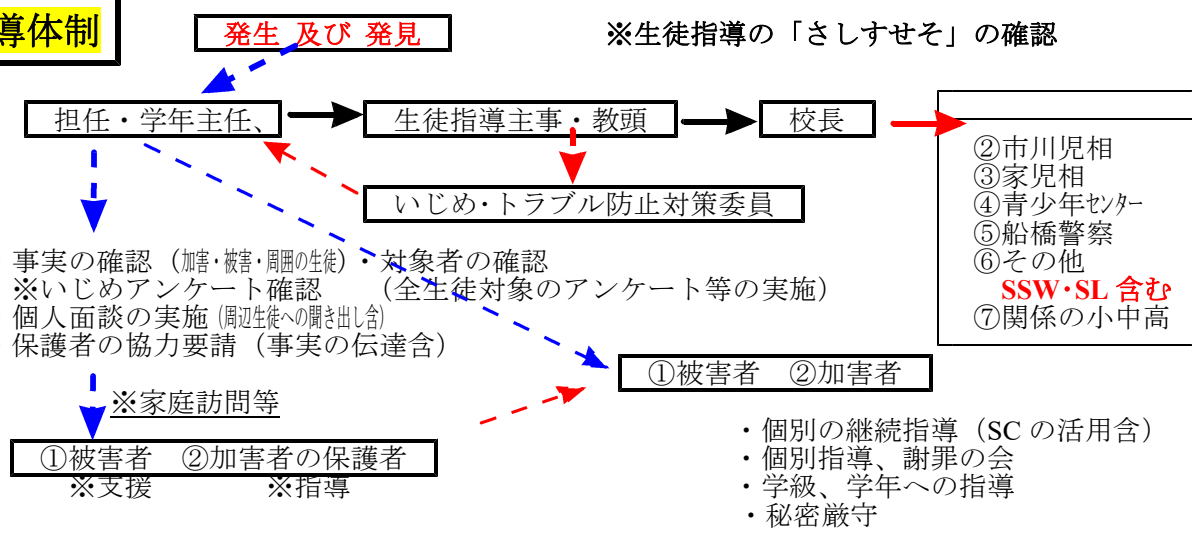
- ・職員一人ひとりがアンテナを高くし、生徒同士のやりとりや個々の生徒の状況をしっかり把握しておく。
(学級指導・教科指導・保健室指導・休み時間・放課後・部活動等々生活全般)
※小さい変化もお互いに連絡しあう。
- ・チャンス相談の強化（生徒達との会話を増やす）
※集団から離し、短い時間でも良いので1対1で落ち着いて話ができる時間の確保。
※事実を話してくれる日頃からの人間関係づくり。
※教職員のチャンス相談の必要性の再認識。
※相談した生徒の保護と、後悔させない対応。
- ・集団として、いじめは許さないという雰囲気や意識を持った生活集団に育てる。
(対集団(縦・横)に常時活動でどの様に話し、育てていくかが大きな分岐点となる)
その環境を整えていくために、
※正しい規範意識により、いじめに対し注意したり、いじめられている友人を守ろうとした生徒を必ず守る。
※情報をくれた生徒を必ず守る。
※この教職員の姿勢を全生徒に周知する ことを、全職員で確認し、確実に遂行する。
- ・いじめはしない、させない。お互いの命を大切にする。このことを道徳、学級活動、集会等で継続指導をする。
- ・掲示物等での雰囲気作りを継続する（啓蒙活動の持続）

共通認識

- ①何があろうといじめはいけない。(いじめる気がなくてもいじめは成立する)
- ②生まれも育ちも違う友人同士が生活するのだからトラブルや行き違い、合う合わないがあっても当然である。その様な状況になったときの解決方法として「いじめ」や「暴力」を選択することは間違いである。どんな場合でも話し合いで解決するのが社会である。(第三者を入れた話し合いが望ましい)
- ③自分が苦しい状況にあり、どうにもならない時、親、教師、養護教諭、カウンセラー、友人、誰でも良いので相談することから始めよう。必ず解決の方法はある。また、その場合、秘密は厳守されるので、心配しないで相談してほしい。

解決の手段の選択肢に「自殺」が含まれていることは間違いである。解決できない問題はない。自分を本当の意味で大切にしてほしい。
- ④見ている、知っているのに何も行動しない、または、はやし立てる周囲の友人は大きな問題を持っている。場面によっては幫助(ほうじょ)や負担に等しい場合がある。「お互いに無関心」な集団には育ててほしくない。日頃よりその様な状況下での周囲の動き方を教えておく必要がある。
(教師に気づかない問題を教えてくれる、止めてくれる生徒の育成、集団づくり)

◎指導体制



(3) 重大事案への対処

○生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、**生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合**、いじめ・トラブル防止対策委員会の判断のもと、以下の対応をする。

- ①重大事案が発生した旨を船橋市教育委員会に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する特別委員会を設置する。
- ③正確な事実関係を調査する。
- ④調査結果を、被害生徒とその保護者に適切に提供する。
- ⑤調査結果を、加害生徒とその保護者に適切に提供する。
- ⑥その後の対応については、市教育委員会や所轄警察署の協力を得ながら、連携して方針を出していく。

(4) いじめ防止対策に関する学校の活動（実態把握・措置）についての適正な評価を受けるために、学校評価に以下の項目を加える。

- ①学校いじめ防止基本方針が公表され、学校がいじめ防止への取り組みを理解していますか。
- ②学校は、アンケート調査を実施するなど、いじめの早期発見・いじめ防止に努めていると思いますか。

3. 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式・入学式 新入生歓迎会	○生活部会（週1回情報交換）
5	（各学年 旅行行事）	○生活部会（週1回情報交換）
6	前期中間テスト 生徒総会	○生活部会（週1回情報交換） ☆いじめ・トラブル防止対策委員会（全体会） ■いじめアンケート調査①
7	全校集会 夏季休業 総合体育大会	○生活部会（週1回情報交換） ○教育相談期間（2週間）
8		○いじめ防止対策に関する職員研修 ○夏休み中の生徒についての情報交換
9	全校集会 体育祭 前期期末テスト	○生活部会（週1回情報交換） ☆いじめ・トラブル防止対策委員会（全体会） ■いじめアンケート調査②
10	前期終業式 合唱祭 生徒会選挙	○生活部会（週1回情報交換）
11	2年生職場体験 校外学習 後期中間テスト	○生活部会（週1回情報交換）
12	全校集会 冬季休業	○生活部会（週1回情報交換） ☆いじめ・トラブル防止対策委員会（全体会） ■いじめアンケート調査③
1	学年集会 新入生保護者説明会	○生活部会（週1回情報交換） ○教育相談週間（2週間）
2	公立学力検査 1/2年後期期末テスト	○生活部会（週1回情報交換）
3	卒業式・修了式 3送会 学年末休業	○生活部会（週1回情報交換） ☆いじめ・トラブル防止対策委員会（全体会） ■いじめアンケート調査④

※担任による学級指導は勿論、全校集会や学年集会で、いじめについての規範意識を醸成する講話を、校長、生徒指導、学年主任が繰り返し行っていく。

※いじめアンケート調査回答用紙については、全生徒分を5年間保存する。

※学校、学年だより等も活用し、保護者も含めた啓蒙活動を継続する。

附則 この基本方針は、平成26年より実施

平成27年3月改正

平成29年3月改正

令和2年4月一部見直し

令和3年4月一部見直し